特別養護老人ホームの設備要件適合確認書

(1)施工期間中の移動先の居室について

施工期間中、特別養護老人ホームの居室以外のスペースを居室として使用する場合には、次の要件を満たしていることを確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準上の要件 | 適 ・ 否 | 備　考 |
| (1)一の居室の定員は１人すること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人することができる。（注１） | 適　・　否 |  |
| (2)地階に設けないこと。 | 適　・　否 |  |
| (3)入所者１人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。（注２） | 適　・　否 |  |
| (4)寝台又はこれに代わる設備を備えること。 | 適　・　否 |  |
| (5)１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 | 適　・　否 |  |
| (6)床面積の14分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 | 適　・　否 |  |
| (7)入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 | 適　・　否 |  |
| (8)ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 | 適　・　否 |  |

注１　経過措置が適用される施設においては、「４人以下」とする。

注２　経過措置が適用される施設においては、「収納設備等を除き、4.95㎡以上」とする。

(2)改修後の居室について

　改修後の特別養護老人ホームの居室が、次の要件を満たしていることを確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準上の要件 | 適 ・ 否 | 備　考 |
| (1)条例及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項について、十分考慮したものであること。 | 適　・　否 |  |
| (2)消防法（昭和23年法律第186号）、その他法令等に規定された設備を備えていること。 | 適　・　否 |  |

　　年　　月　日

　法　人　名

代表者職・氏名　　　理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印